



教職員は、子どもたちのために、次のことを行います(例)

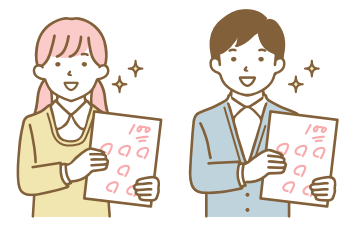
子どもの主体性を引き出せる
「新しい指導観」を身につける



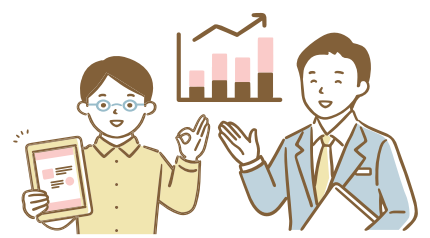
子どもの「得意な面」を見て、
声かけをし、持っている力を伸ばす



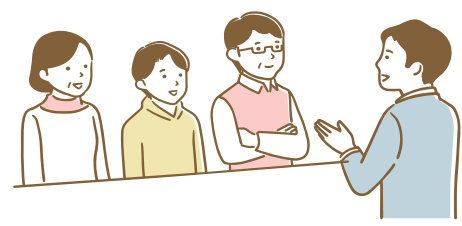
小さな目標を達成したら、頑張りを
認めて、大いに結果を褒める



指導をするときは、目的や見通しを
立てた計画を的確に伝える



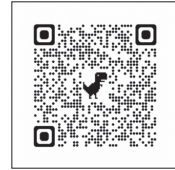
保護者と積極的に連携し、家庭と
協力して学校を作っていく



困ったときは、まず相談

●各学校の相談員
管理職、教諭、養護教諭等各学校毎で
相談員が指名されています。

●教育委員会
小中学校の場合 県立学校の場合
各市町教育委員会 静岡県教育委員会
連絡先はこちら 連絡先はこちら



このリーフレットのお問合わせ先

静岡県教育委員会 教育総務課 勤務条件・監察班
電話：054-221-3580



安全安心な学校づくりを目指して

～体罰・不適切な言動のない学校づくり～



静岡県は、体罰・不適切な言動のない安全安心な学校づくりを目指します。
学校は、子どもたちが、未来の夢や希望に向かって、
教職員や保護者や地域の人とともに成長していく場所です。
また、学校は、多くの子どもたちにとって、大切な居場所です。
もし、学校の中に、暴力があったり、心ない言葉が飛び交っていたりしたら、
健やかな成長や温かな居場所はできません。
私たち教職員と子どもたちや保護者が一緒になって、
このような行為をなくし、安全安心な学校を作りましょう。



静岡県教育委員会



学校の様々な場面での不適切な言動の具体例

児童生徒に精神的な苦痛を与えたり、健全な発達を妨げる言動を明示することとしました。

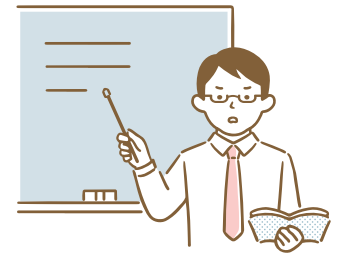
学校生活全般

- 能力や人格を否定
「こんなこともできないのか!」
- 他人の面前での、大声で威圧的な叱責
- 正当な理由の無い指導放棄
「勝手に自分でやりなさい!」
- 給食の完食の理由のない強要
「何時になろうと、すべて食べきりなさい!」



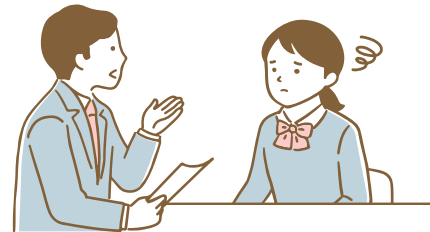
授業の場面

- 教育を受ける権利の侵害
「これができないなら、教室から出ていけ!」
- 正当な理由なくトイレを禁止
「なんで、休み時間に行かなかったんだ! 我慢しなさい!」
- 侮辱や罵倒する言葉を黒板に書いて共有
「〇〇さんは、忘れ物が多い!」



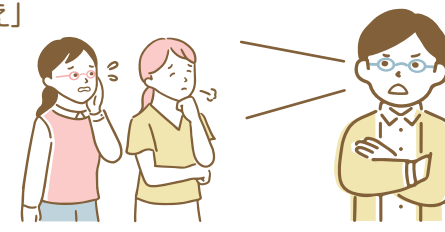
進路面談の場面

- 希望する進路の妨害
- 希望しない進路の押し付け
- 個人的な感情から推薦書などを書かない



部活動の場面

- 必要以上に厳しい叱責
「この程度のことできないなら、やめてしまえ!」
- 健康に配慮せずに部活動等を行い、休日や休憩をとらせない
「勝つために、何よりも部活を優先しろ!」



不適切な言動とは? 具体例をみてみよう!

不適切な言動って何ですか?

学校教育において教職員と子どもの関係性を背景とし、教育上必要かつ相当な範囲を超え、児童生徒の学習環境を悪化させるものです。

体罰は法律で禁止されています!

体罰って何ですか?

子どもを殴ったり、蹴ったりすることのほか、長い時間正座させるとか肉体的につらい思いをさせること。絶対やってはいけないことよ。

その他

- 生まれた環境や背景、性別、身体的特徴などによる差別、嫌がらせを行う
「男のくせに泣くな!」
「あなたは、〇〇国の出身でしょ!」



HPでの案内・お知らせ・関連情報

静岡県では、体罰・不適切な言動のない学校をつかっていくためにガイドラインを定めました。ここに記してあるものは、ガイドラインの一部です。ガイドラインは、静岡県教育委員会でご覧いただけます。詳細を知りたい場合はHPをご覧ください。